

**糸島市地域包括支援センター運営事業委託
プロポーザルに係る質問事項回答書**

No	質問事項	回答内容
1	<p>糸島市地域包括支援センター運営事業委託仕様書 P9 8 センター事務所の設置場所 について</p> <p>「応募法人が、設置場所を糸島市健康福祉センターあごら内に置くことを前提に計画することは可能か」</p>	<p>法人の住所にかかわらず、参加資格要件を満たした法人であれば、センターの設置場所を糸島市健康福祉センターあごら内として応募書類を提出することは可能です。</p> <p>その場合は、様式7 運営に関する計画書(管理体制)「1 センターの設置場所について」の「センター設置方法」、「施設状況」、「地域包括支援センターの設置予定地」、「事務所内平面図」の記載は不要です。</p> <p>なお、あごら内のセンター事務所設置場所等については、受託候補法人決定後、別途市と協議を行います。</p>
2	<p>糸島市地域包括支援センター運営事業委託法人募集要領 P5 (3) 応募書類の提出 の様式4～8について</p> <p>1 「文字数に制限はないか」 2 「制限がない場合、記入欄を拡大して、複数枚に渡って記入することは可能か」 3 「記入欄に図表等を挿入することは可能か」 4 「様式に資料を別添することは可能か」</p>	<p>1、2について 文字数の制限はございません。必要に応じて記入欄を拡大して作成してください。</p> <p>3について 記入欄に図表等を挿入することは可能です。</p> <p>4について 様式に入りきれない図面や写真等を資料として添付することは可能です。その場合、様式番号と項目名を記載し、どの様式のどの項目の資料かわかるようにしてください。</p>
3	<p>糸島市地域包括支援センター運営事業委託仕様書 P9 9 センター事務所の設備等 について</p> <p>センターの設置場所は糸島市健康福祉センターあごらも可となっており、あごらに設置する際は別途協議となっているが、開設スケジュールを作成するにあたり、いつ頃よりあごら内に用品・機材の設置が可能か教えていただきたい。</p>	<p>受託候補法人との契約締結については、12月末までに行うこととしています。あごら内に事務所の設備等を設置できるのは、契約締結以降となりますので、開設スケジュール作成の際は、1月以降に設置する予定で、作成してください。</p>